



平成 20 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 積水化学工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大久保 尚武  
(コード番号 4204 東証・大証 市場第 1 部)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 篠 秀一  
T E L 0 3 - 5 5 2 1 - 0 5 2 2

### 当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）に関するお知らせ

当社は、平成20年5月15日開催の当社取締役会において、平成20年6月27日開催予定の当社定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社株券等の大規模買付行為（その内容については、下記3.(2)1)において定義しています。以下同じとします。）に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）の具体的内容を決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

#### 1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の株主の在り方について、当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付行為を受け入れるかどうかの判断も、最終的には当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えています。しかし、当社株券等の大規模買付行為や買付提案の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③当社に、当該買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの、④当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要な情報を十分に提供することなく行われるもの、⑤買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実行の蓋然性等）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適當なもの、⑥当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすものも想定されます。このような大規模買付行為や買付提案を行う者は、例外的に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

## 2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、次の施策をすでに実施しています。これらの取り組みは、今般決定しました上記1.「当社の財務および事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針」の実現にも資するものと考えています。

### (1) 中期経営ビジョン「GS21-Go! Frontier（フロンティア）」による企業価値向上への取り組み

当社は、平成18年度から20年度までを対象期間とした中期経営ビジョン「GS21-Go! Frontier」を策定しています。このビジョンでは、目指す「プレミアムカンパニー」を「営業利益率10%を継続的に実現し、グローバルに社会の発展に貢献できる企業」と定義、その実現に向け「3つの革新で5つの成長フロンティア」を開拓し、「プレミアムカンパニー」への転換を推進しています。主な内容は以下のとおりです。

#### 1) 「GS21-Go! Frontier」の全体像

- ①成長と高収益化をねらい「成長フロンティアの開拓」に最注力する。
- ②平成22年度営業利益率10%を視野に入れる。
- ③CSRを実践し、社会に貢献する真のプレミアムカンパニーを目指す。

<主な取り組み>

3つの革新で5つの成長フロンティアを開拓し、プレミアムカンパニーへの転換を目指す

- ①高収益化を実現する成長事業の育成と新事業の創出、そしてそれを支える技術、人材の重点強化をねらいとして「市場、モノづくり、人材」の3つの革新を推進する。
- ②住宅、環境・ライフライン、高機能プラスチックの3カンパニーを柱として、その個性を際立たせ、グローバルに成長し高収益を狙える5つの成長フロンティアの開拓に最注力する。

#### 2) 3つの革新

市場の革新	<ul style="list-style-type: none"><li>・ グローバルな視点で高収益化と高成長を狙える5つの成長フロンティアをターゲット化</li><li>・ 低採算事業の改革を完遂し成長分野へシフト</li></ul>
モノづくりの革新	<ul style="list-style-type: none"><li>・ モノづくりを抜本的に見直し究極のコストとダントツの品質を実現</li><li>・ モノづくりで競争優位を築き事業の際立ちを強化</li></ul>
人材の革新	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 成長フロンティアの開拓をリードする人材の育成・拡充</li><li>・ 「志塾」を創設し、未来を切り拓く事業家人材を積極的に輩出</li></ul>

### 3) 5つの成長フロンティアと成長のねらい目

ハイム 「らしさ」追求	工業化住宅の追求による高性能化、差別化による環境や住み心地のニーズ増大に対応する。
水環境 ソリューション	パイプシステムの進化、グローバル展開をはかり膨大な水インフラの整備更新需要に対応する。
高機能材料 3分野	市場対応型マーケティング、開発力、グローバル展開力で車両、IT、メディカル分野での高機能材料ニーズ増大に対応する。
I T 800	お客様とのコラボレーションとオンリーワン技術のグローバル展開により、成長著しいフラットパネルディスプレイ・半導体分野の先端材料を供給する。
G L O B A L 1500	グローバル経営力の強化、人材育成により急成長するアジア、BRICSをはじめ全世界に広がる市場をねらう。

### 4) 経営指標等

キャッシュ・フロー経営を実践します。平成18年度から平成20年度までに獲得する営業キャッシュ・フロー2,400億円について、①投資1,600億円（成長フロンティアへ1,000億円の戦略投資）、②株主還元強化（連結配当性向30%）、③財務体質強化に投入し、企業価値倍増を目指しております。

#### (2) コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組み

昨今の当社を取り巻く事業環境は、急速なグローバル化や新設住宅着工戸数の減少など大きな転換期を迎えています。新しい事業機会への迅速な対応、競合に伍していくための体制構築、増大するリスクへの対応といった点において、抜本的な対策が不可欠となってまいりました。このような状況の下、当社は、積水化学グループの経営理念および企業行動指針を具現化し、グループ全体の継続的な企業価値向上を図っていくために、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要課題と位置づけ、当社における監督機能、業務執行機能を明確化し、経営における透明性と公正性の向上と迅速な意思決定の追求に努めております。

当社は、株主の皆様に対する経営陣の責任をより一層明確にするため、平成19年6月28日開催の第85回定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮いたしました。また、各カンパニーの事業環境の変化に迅速に対応するため、平成20年4月1日には執行役員制度を導入し、業務執行に専念する役員を選任いたしました。これに加え、当社グループの企業価値を継続的に増大し、経営の透明性・公正性を確保し取締役会における監督機能を強化するため、平成20年6月27日開催予定の第86回定時株主総会において、東京電力株式会社取締役会長の田村滋美氏と丸紅株式会社取締役相談役の辻 亨氏を社外取締役として選任する予定にしております。さらに、取締役の人員を現在の21名から9名に減員し、取締役会の役割を明確化するとともに積水化学グループの基本方針決定、高度な経営判断と業務執行状況の監督を行う機関と位置づける予定です。

### 3. 本プランの内容

#### (1) 本プラン導入の目的

本プランは、上記1. に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして導入されるものです。当社の株券等に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下、併せて「買付」といいます。）が行なわれた際に、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）と協議・交渉等を行うことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。現時点においては、当社株券等について、第三者からの大規模買付行為にかかる具体的な提案を受けている事実はありません。

なお、平成20年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1に記載のとおりです。

#### (2) 本プランの手続

##### 1) 対象となる大規模買付行為

本プランの適用の対象となる「大規模買付行為」とは、以下の①または②に該当する行為（ただし、当社が予め取締役会決議により同意したものを除きます。）をいいます。

- ①当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付
- ②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）およびその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

注1・金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注2・金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

注3・金融商品取引法第27条の23第4項に規定されます。

注4・金融商品取引法第27条の2第1項に規定されます。

注5・金融商品取引法第27条の2第6項に規定されます。

注6・金融商品取引法第27条の2第8項に規定されます。以下同じとします。

注7・金融商品取引法第27条の2第7項に規定されます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

## 2) 独立委員会の設置

本プランにおいては、新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置の実施または不実施等の判断に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会において定める独立委員会規則に従い、当社取締役会から独立した組織である独立委員会を設置します。独立委員会規則の概要は、別紙4に記載のとおりです。独立委員会の委員は3名以上とし、当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者、実績ある会社経営者等）の中から当社取締役会が選任した者がこれに就任します。本プランの導入当初において予定される独立委員会委員の氏名および略歴については、別紙5に記載のとおりです。

## 3) 大規模買付者に対する買付説明書提出および大規模買付情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、大規模買付行為の概要、ならびに大規模買付行為を開始するに際し本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した当社所定の書面（以下、「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

その上で、大規模買付者に、株主の皆様のご判断ならびに独立委員会および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を日本語で記載した書面を、当社取締役会に対し提出していただきます。大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容等によって異なりますので、当社取締役会は、大規模買付者による買付説明書の受領後10営業日以内に、大規模買付情報のリストを作成し、大規模買付者に対し提示することとします。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、特別関係者およびファンド（ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、事業内容、経歴または沿革、企業統治（ガバナンス）システム、社会的責任（CSR）への取り組み状況、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ②買付の目的、方法および内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実行の蓋然性等を含みます。）
- ③買付の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容およびその算定根拠等を含みます。）

- ④買付の資金の裏付け（買付の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤買付の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策ならびに買付の後における当社の従業員、顧客を含む取引先、債権者等の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑥大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合にはその内容
- ⑦大規模買付行為の後における当社の他の株主との間の利益相反がある場合は、それを回避するための具体的方策
- ⑧私的独占の禁止や公正取引の確保に関する法律その他の法令等の遵守に関する事項
- ⑨その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、提供を受けた大規模買付情報が不十分であると合理的に判断した場合には、合理的な期限を定めた上で、大規模買付者に対し、大規模買付情報が完備するまで追加的に情報提供を求めます。この場合、大規模買付者は、当該期限までに要求された大規模買付情報を追加的に書面にて提出していただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から上記各情報を受領した場合には、速やかに独立委員会に対して当該情報を提供します。

なお、大規模買付者から提出された買付説明書および大規模買付情報は、株主の皆様判断のために必要かつ適切であると認められる範囲において、当社取締役会が適切と判断する時点で、株主の皆様に対して情報開示を行います。

#### 4) 独立委員会による当社取締役会に対する情報提供の要求

大規模買付者から買付説明書の提出および大規模買付情報の提供がなされた場合、独立委員会は、当社取締役会に対して、大規模買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他独立委員会が必要と認める情報・資料等を、その作成・提供のために合理的に必要と独立委員会が認める期間内（原則として、すべての大規模買付情報が記載されたと当社取締役会または独立委員会が判断する内容を有する大規模買付行為に関する書面による提案（以下、「買収提案」といいます。）を当社取締役会が受領した時から起算して30日を上限とします。）に、提供するよう要求することがあります。

#### 5) 独立委員会による検討・評価等

当社取締役会は、買付説明書および買収提案を受領した場合、上記4)の情報の提供の要求を独立委員会から受けているか否かを問わず、当該買収提案を速やかに独立委員会に付議するものとします。なお、当社取締役会は、かかる付議の後、当社取締役会が相当と判断した場合には、速やかに、当該付議の事実および買収提案の概要、以下に定める独立委員会評価期間の開始日および終了予定日その他取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対して情報開示を行います。

独立委員会は、大規模買付者および（当社取締役会に対して上記のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報・資料等を受領した時から起算して、原則として60日（対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社のすべての株券等の買付の場合）または90日（左記以外の大規模買付行為の場合）（以下、当該期間を「独立委員会評価期間」といいます。）以内に、大規模買付行為に対して対抗措置（対抗措置の具体的内容については下記(4)に記載のとおりです。）を発動するか否かに関する当社取締役会への勧告のための判断を行います。独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するため、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、大規模買付行為の内容を改善させるために、必要であれば、直接または取締役会に委任した上で、大規模買付者と協議・交渉を行います。

ただし、独立委員会評価期間終了時までには、対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないことにつき、やむを得ない事情がある場合には、独立委員会は、合理的に必要とされる範囲内で当該期間を延長することができるものとします。当社取締役会は、かかる延長がなされた場合、速やかに、当該延長の理由およびその具体的な期間について、株主の皆様に対して情報開示を行います。

## 6) 独立委員会による勧告

独立委員会は、独立委員会評価期間（独立委員会の決議により延長された場合は、その延長された期間も含みます。以下同じとします。）の経過後、速やかに、以下の基準に従って、対抗措置を発動すべきか否かを判断し、当社取締役会に勧告します。大規模買付者は、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が対抗措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為に着手することができないこととします。

なお、独立委員会は、以下のいずれの場合も、その勧告の内容その他の判断事項について、決定後速やかに情報開示を行います。

### ①独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買収提案を検討した結果、買収提案が下記(3)に定める対抗措置発動の要件のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会評価期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対し、対抗措置の発動を勧告します。

### ②独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、買収提案を検討した結果、買収提案が下記(3)に定める対抗措置発動の要件のいずれにも該当しない場合もしくは該当しても対抗措置を発動すること

が相当ではないと判断した場合または当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記 4) に規定する意見および独立委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、独立委員会は、対抗措置の不発動を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、もしくは当該事実が真実ではないことが独立委員会に認識され、その結果、独立委員会が下記(3)に定める対抗措置発動の要件のいずれかに該当すると判断した場合には、対抗措置の発動を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

### ③対抗措置の発動の中止等の勧告

独立委員会は、対抗措置の発動を勧告した後、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為がなされなかった場合、または、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、もしくは当該事実が真実ではないことが独立委員会に認識され、独立委員会が下記(3)に定める対抗措置発動の要件のいずれにも該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対し、改めて対抗措置の発動の中止等を勧告するものとします。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更等を行った結果、対抗措置を発動することが適切でないとして当社取締役会が判断したときには、次のとおり対抗措置発動を中止することができるものとします。

- ①当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間であれば、当社取締役会は新株予約権の無償割当てを中止する。
- ②新株予約権の無償割当ての効力発生日後、新株予約権の行使期間開始までの間であれば、当社取締役会は当該新株予約権を無償取得する。

## 7) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を尊重し、これに従い最終的に対抗措置を発動するか否か等の決議を速やかに行うものとします。当社取締役会は、上記の決議を行った場合、速やかに当該決議の内容、その他当社取締役会が必要と認める事項について情報開示を行います。

### (3) 対抗措置発動の要件

#### 1) 本プランに定める手続が遵守された場合

本プランに定める手続が遵守された場合は、原則として対抗措置の発動を行わないものとします。ただし、本プランに定める手続が遵守された場合であっても大規模買付者による買収提案の内容が以下の要件のいずれかに該当し、かつ、対抗措置を発動

することが相当と認められる場合は、上記(2)7)に記載される当社取締役会の決議により、下記(4)に定める新株予約権の無償割当てその他の法令または当社定款が取締役の権限として認める措置を行います。

- ①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付（例えば、下記に掲げる行為）である場合
  - ア 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - イ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ウ 当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - エ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ②強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- ③当社に、当該買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付である場合
- ④当社株主に対して、大規模買付情報その他買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付である場合
- ⑤買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実行の蓋然性等を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な買付である場合
- ⑥当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な、当社グループの従業員、顧客を含む取引先、債権者等の当社グループに係る利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に著しく反する重大なおそれをもたらす買付である場合

## 2) 本プランが遵守されなかった場合

大規模買付者から大規模買付情報が提供されず、また提供された場合（当社取締役会から追加の要求により、提供された場合を含む。）であっても、これが不十分であると独立委員会が合理的に判断した場合その他大規模買付者が本プランに定める手続に違反した場合には、上記(2)7)に記載される当社取締役会の決議により、対抗措置を行います。

#### **(4) 対抗措置（新株予約権無償割当て等）の内容**

当社取締役会は、独立委員会から対抗措置の発動の是非に関する勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会の決議により、新株予約権の無償割当てその他の法令または当社定款により取締役の権限として認められる措置を行うことができるものとします。具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の新株予約権の概要につきましては、別紙3に記載のとおりです。

なお、新株予約権無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条項を定めることがあります。

#### **(5) 本プランの有効期間、廃止および変更**

本総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件として、本プランの有効期間は、平成23年6月開催予定の第89回定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または独立委員会の勧告により取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランについては、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、独立委員会の勧告に従い、本プランを見直し、もしくは変更し、または基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための別の取り組みを行う場合があります。当社取締役会は、本プランが廃止または変更された場合には、速やかに、当該廃止または変更の事実および変更された場合には変更内容その他の事項について、情報開示を行います。

※本プランの手続きのおおまかな流れは、別紙2に記載したフローチャートのとおりです。

### **4. 本プランの合理性**

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮し織り込むことにより、本プランが、上記1.の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

#### **(1) 株主意思の反映**

本プランは、本総会における株主の皆様からのご承認を条件として発効します。上記3.(5)に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されます。

## **(2) 独立性の高い社外者の判断の重視**

当社は、本プランの導入にあたり、本プランの発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しました。独立委員会は、社外取締役、社外監査役、社外有識者から構成されるものとします。また、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、本プランの運用は透明性をもって行われます。

## **(3) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定**

本プランは、上記3.(3)に記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、しかも、これらの客観的要件は、上記1.に記載の基本方針において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と一致させています。これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止します。

## **(4) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと**

本プランは、上記3.(5)に記載したとおり、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会の決議をもって廃止することができるものとされており、大規模買付者が当社の株主総会で取締役を指名し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって本プランを廃止することが可能です。従って、本プランはいわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役の過半数を交替させても、なおその発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であることから、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

## **5. 株主および投資家の皆様への影響**

### **(1) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響**

本プランの導入時点においては、新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

### **(2) 新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響**

当社取締役会が新株予約権の無償割当てを決議した場合、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権が無償にて割当てられます。そして、当社が、当社取締役会が定める日をもって新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を株主の皆様へ交付する場合には、株主の皆様は行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社

株式を受領するため、株主の皆様が保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、当社は、本プランの発動に係る手続きの過程において、株主の皆様に必要な情報を開示しますが、新株予約権無償割当て決議がなされ、新株予約権の無償割当てを実施したにもかかわらず、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で新株予約権を取得することがあります。その場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売付け等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損失を蒙る可能性があります。

### **(3) 新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続**

#### 1) 名義書換の手続

当社取締役会において、新株予約権無償割当て決議がなされた場合には、当社は、新株予約権の割当てを受けられる株主を特定する日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります（なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。）。

#### 2) 新株予約権の割当ての手続

割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続は不要です。

#### 3) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会の決定により、かかる新株予約権を保有する新株予約権者に通知し、またはこれに代えて公告を行った上で、当社取締役会が定める日をもって新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を新株予約権者に交付することがあります。この場合には、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、新株予約権1個当たり原則として当社株式1株の交付を受けることとなります（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定大量保有者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。上記のほか、割当方法、名義書換方法および当社による新株予約権の取得手続等の詳細につきましては、新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

以 上

## 当社の大株主の状況

平成20年3月31日現在の当社の大株主の状況は、次のとおりです。

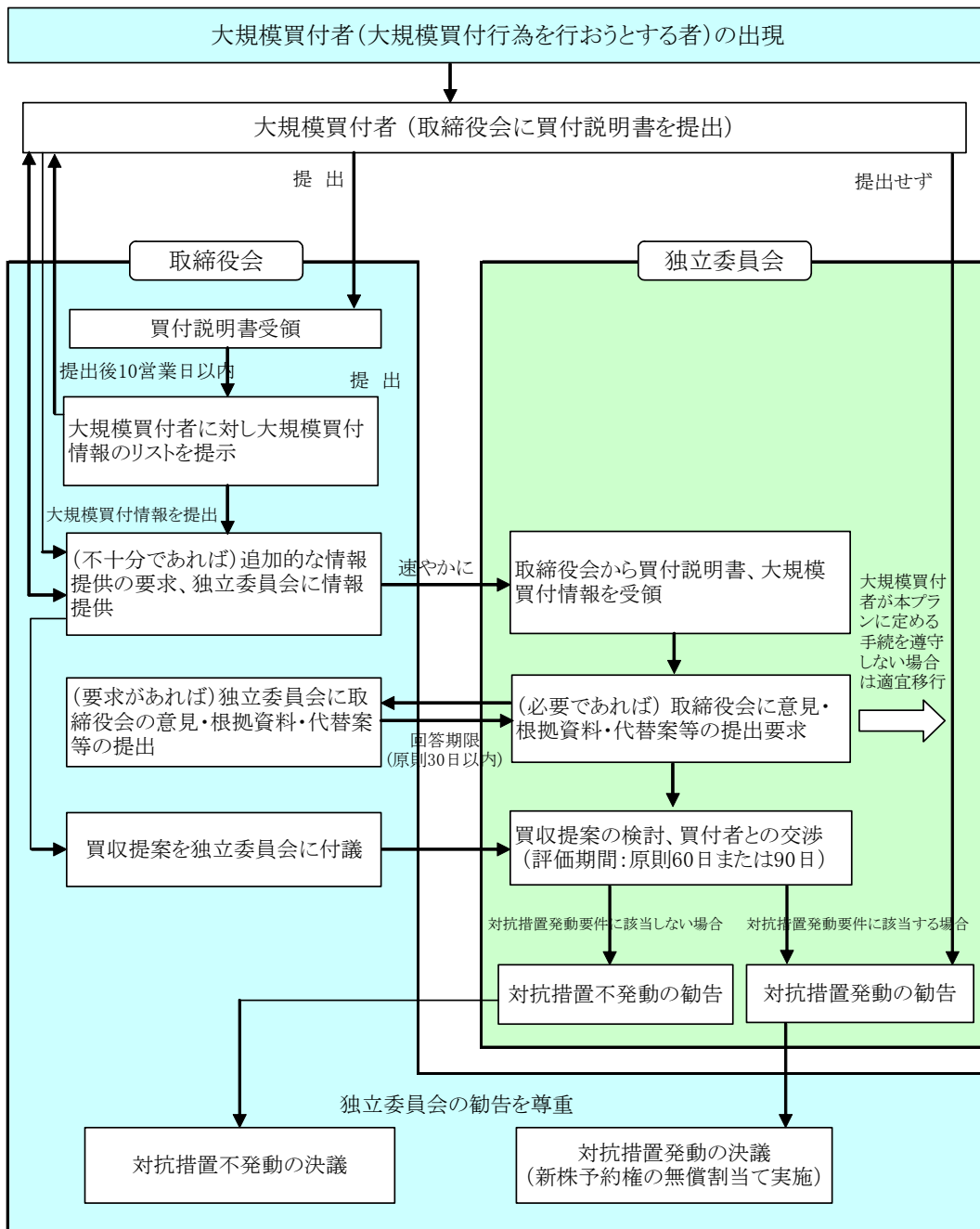
1. 発行済株式の総数 539,507,285株  
(自己株式13,722,164株を含む)

## 2. 大株主

株主名	持株数 (千株)	出資比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	31,122	5.7%
旭化成株式会社	31,039	5.7%
第一生命保険相互会社	26,181	4.8%
積水ハウス株式会社	25,592	4.7%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	21,911	4.0%
東京海上日動火災保険株式会社	15,927	2.9%
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドンエスエルオムニバスアカウント	15,212	2.8%
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	12,715	2.3%
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	9,255	1.7%
積水化学グループ従業員持株会	7,721	1.4%
合 計	196,679	36.4%

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 出資比率は、発行済株式の総数に対する所有株式数の割合です。  
3. 当社は自己株式13,722千株を保有しております。なお、発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は2.5%であります。

当社株券等の大規模買付行為に関する手続きの流れ



## 新株予約権の概要

### 1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

#### (1) 新株予約権の内容および数

新株予約権の内容は下記2. の記載に基づくものとし、新株予約権の数は当社取締役会で定める一定の日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、当社の有する当社株式の数を除く。）と同数とする。

#### (2) 割当対象となる株主

割当期日における最終の当社株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対して、その有する当社株式1株につき1個の割合で、新株予約権を割当てる。ただし、当社が有する当社株式については、新株予約権を割当てない。

#### (3) 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める日とする。

### 2. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。ただし、割当期日以後、当社が株式分割または株式併合を行う場合等には、所要の調整を行うものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

#### (3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日または当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で当社取締役会が別途定める期間とする。ただし、下記（6）に基づき新株予約権の取得がなされる場合は、当該取得日の前営業日までとする。

#### (4) 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等に行使を認めないこと等を新株予約権の行使条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### (5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(6) 当社による新株予約権の取得

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができること等を新株予約権の取得条項として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(7) その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

## 独立委員会規則の概要

## 1. 委員会の設置の目的等

独立委員会は、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（本プラン）の発動または不発動の判断を当社取締役会において行うに際し、当社取締役会から独立した組織の見解を求めることを目的として、本プランが承認された株主総会終了後の取締役会の決議により設置する。

## 2. 委員会の構成

独立委員会の委員は、当社を設定している独立性要件を充足する当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。独立委員会の委員は、3名以上とする。

## 3. 委員の任期

独立委員会の委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の直後に開催される当社取締役会の終了の時までとし、当該委員が再任することを妨げないこととする。なお、任期の満了する取締役会において別段の決議がされなかったときは、当該取締役会において再任されたものとみなす。

## 4. 独立委員会の権限および責任

- (1) 独立委員会は、当社の取締役会に対し、適宜、大規模買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他独立委員会が必要であると判断する情報を提示するよう要請することができる。
- (2) 独立委員会は、以下に掲げる事項について決定し、決定理由を付して、その決定事項を、当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は独立委員会の勧告を尊重し、これに従い最終的な決定を行う。なお、独立委員会の委員および当社取締役は、これらの決定にあたり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣を含む第三者の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ①新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施
  - ②新株予約権の無償割当ての中止
  - ③本プランの廃止または変更
  - ④基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための本プラン以外の取り組みの導入
  - ⑤その他、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に

#### 諮問した事項

- (3) 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下に掲げる事項を行う。
- ①大規模買付行為が本プランの対象となるかどうかの決定
  - ②大規模買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報の決定
  - ③大規模買付者による大規模買付行為の内容の精査・検討
  - ④大規模買付者との協議・交渉
  - ⑤当社取締役会に対して、当社の企業価値向上施策の代替案の検討・提示の指示
  - ⑥その他、本プランにおいて独立委員会が行うことができると定めた事項
  - ⑦その他、当社取締役会において独立委員会が行うことができると定めた事項
- (4) 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

#### 5. 独立委員会の招集、決議

- (1) 独立委員会の委員は、大規模買付行為がなされた場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- (2) 独立委員会の決議は、委員全員が出席し、その過半数の賛成による。ただし、やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数の賛成による。

以 上

独立委員会委員の氏名および略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

【氏名】 田村 滋美 (たむら しげみ)

【略歴】 昭和13年 7月20日生

昭和36年 4月 東京電力株式会社入社

平成 7年 6月 同社取締役

平成11年 6月 同社取締役副社長

平成14年10月 同社取締役会長 (現任)

平成20年 6月 当社社外取締役就任予定

【氏名】 辻 亨 (つじ とおる)

【略歴】 昭和14年 2月10日生

昭和36年 4月 丸紅飯田株式会社 (現・丸紅株式会社) 入社

平成 3年 6月 丸紅株式会社取締役

平成 8年 4月 同社代表取締役常務取締役

平成 9年 6月 同社代表取締役専務取締役

平成11年 4月 同社代表取締役社長

平成15年 4月 同社代表取締役会長

平成16年 4月 同社取締役会長

平成20年 4月 同社取締役相談役 (現任)

平成20年 6月 当社社外取締役就任予定

【氏名】 國廣 正 (くにひろ ただし)

【略歴】 昭和30年11月29日生

昭和61年 4月 弁護士登録

平成 6年 1月 國廣法律事務所 (現・国広総合法律事務所) 開設

平成18年 6月 当社社外監査役 (現任)

以 上